

日本ソフトウェア科学会編集委員会規定

(昭和 59 年 7 月 26 日制定)

(平成 18 年 4 月 1 日改訂)

(平成 23 年 9 月 27 日改訂)

1. 目的

編集委員会は本学会の目的に従い、本学会出版物の編集を行う。

2. 編集委員会の構成

2.1 編集委員長

- (1) 編集委員長は、理事長が本学会員の中からこれを委嘱する。
- (2) 編集委員長の任期は、2 年とする。但し再任を妨げない。
- (3) 編集委員長は、理事会および役員会に出席して意見を述べることができる。

2.2 編集委員

- (1) 編集委員は、編集委員長が本学会員の中から選び、役員会の議を経て理事長がこれを委嘱する。
ただし、編集委員は、次期の編集委員を編集委員長に推薦することができる。
- (2) 編集委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。
- (3) 編集委員会に編集副委員長を置くことができる。これは、編集委員長が編集委員の中から選ぶ。
- (4) 編集委員会に、特定の本学会出版物の編集を統括するゲストエディタを置くことができる。ゲストエディタは、編集委員会の議を経て編集委員長が選び、当該出版物の編集期間を任期とする編集委員となる。

2.3 アドバイザ、オブザーバ

編集委員会には、必要に応じてアドバイザ、オブザーバを置くことができる。

3. 編集委員会の開催

編集委員会は、おおむね 2 ヶ月に 1 回開催され、編集委員長がこれを招集する。

4. 編集委員会の任務

編集委員会の任務は次の通りである。

- (1) 学会誌の編集を行う。
- (2) 学会誌への寄稿を審査して、別に定める査読規定に基づき採否を決定する。
- (3) 学会誌の編集方針、編集計画の作成を行う。
- (4) 役員会と協議して、本学会出版物に関する年度計画、予算案の立案作成を行う。
- (5) その他、本学会出版物の編集、発行に必要な事項を行う。

5. 別に定める事項

論文投稿規定、論文執筆要項、論文査読規定、その他編集上必要とする規定は別に定める。